

# 最低賃金の大幅引き上げ 予定について

## 注目トピックス

### 01 | 最低賃金の大幅引き上げ予定について

政府の経済政策の一環として、近年立て続けに最低賃金が大幅にアップしています。

今回、平成28年度の最低賃金が前年比21円～25円アップという大幅な引き上げが予定されています。都道府県の経済実態に応じ全都道府県をABCDの4ランクに分けて引き上げ額の目安が提示されています。

平均すると24円以上引き上げが予定されており、最低賃金が時給で決まるようになった平成14年度以降で最も高い引き上げ額となる見込みです。以下、引き上げ予定額と計算方法について解説します。

## 特集

### 02 | 9月からの社会保険料変更について

9月は社会保険料の定時決定の時期です。定時決定とは、被保険者の実際の給与と社会保険上登録されている報酬（標準報酬月額といいます）に大きな差がでないように、毎年4月～6月の給与の平均値をもって年1回標準報酬月額の見直しを行うことを指します。

また、平成29年までは毎年9月に厚生年金保険料率もアップすることになっています。

## 社会保険労務士法人 未来経営より

### 03 | お問い合わせについて

### 04 | 近況報告

# 最低賃金の大幅引き上げ 予定について

今年度の最低賃金の引き上げ額の目安が発表されました。前年に引き続き大幅アップとなり、全国的に21円以上引き上げされる予定です。

## はじめに

政府の経済政策の一環として、近年立て続けに最低賃金が大幅にアップしています。今回、平成28年度の最低賃金が前年比21円～25円アップという大幅な引き上げが予定されています。都道府県の経済実態に応じ全都道府県をABCDの4ランクに分けて引き上げ額の目安が提示されています。平均すると24円以上引き上げが予定されており、最低賃金が時給で決まるようになった平成14年度以降で最も高い引き上げ額となる見込みです。以下、引き上げ予定額と計算方法について解説します。

## 最低賃金引き上げ予定額

各都道府県の平成28年度地域別最低賃金の引き上げ額目安は以下の通りです。

ランク	都道府県	引き上げ額
A	千葉、東京、神奈川、愛知、大阪	25円
B	茨城、栃木、埼玉、富山、長野、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、広島	24円
C	北海道、宮城、群馬、新潟、石川、福井、山梨、岐阜、奈良、和歌山、岡山、山口、香川、福岡	22円
D	青森、岩手、秋田、山形、福島、鳥取、島根、徳島、愛媛、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	21円

## 最低賃金以上であるかを 確認する計算方法

最低賃金は時給額のため、月給や日給で支払っている場合は以下のように時給に換算します。

月給制の場合	月給÷1ヶ月の所定労働時間
日給制の場合	日給÷1日の所定労働時間

ただし、次の賃金は最低賃金を計算する際には除外されなければなりません。これらは「全員に毎月必ず支給されるとは限らない」ため、最低賃金計算に加えないルールになっています。

1. 臨時に支払われる賃金（結婚手当等）
2. 1ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与等）
3. 時間外、休日・深夜労働の割増賃金
4. 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

一週間の法定労働時間40時間から換算すると、1ヶ月の労働時間はおよそ173時間となります。つまり、最低賃金をクリアしている月給ラインは次の計算式で求めることができます。

**最低賃金額 × 約173時間**

例えば、東京の事業場の場合、932円×約173時間＝**162,000円程度**が最低ラインとなります。固定的給与から前述の1～4の手当を除いた金額がこの金額を下回る場合、最低賃金法違反となるわけです。

## 上がり続ける最低賃金への対応策

最低賃金額ギリギリの給与を支給している場合には、近年の大幅な最低賃金引き上げの都度、給与を見直すことになります。ゆくゆくは最低賃金1,000円を目指すともいわれているため、これまでの働き方そのものを変えてゆく準備が必要でしょう。

例えば労働時間を削減する、ITを活用して労働生産性の改革に努めるなど、最低賃金上昇に脅えずにすむような施策を考えて行きましょう。

最低賃金改定及び算出方法についてのご相談はお気軽に当事務所までお問い合わせください。

# 9月からの社会保険料変更について

算定基礎届や法改正の結果を反映して、9月から社会保険料が変更となります。保険料変更の内容や注意点について解説します。

## はじめに

9月は社会保険料の定時決定の時期です。定時決定とは、被保険者の実際の給与と社会保険上登録されている報酬（標準報酬月額といいます）に大きな差がでないように、毎年4月～6月の給与の平均値をもって年1回標準報酬月額の**見直し**を行うことを指します。

また、平成29年までは毎年9月に厚生年金保険料率もアップすることになっています。以下、社会保険料変更の内容や注意点について解説します。

## 定時決定による変更

算定基礎届提出後、日本年金機構より「**健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書**」という書類が郵送されてきます。

この書類に新たに決定した標準報酬月額が記載されていますので、もれなく確認をしてください。

## 厚生年金保険料率の改定

定時決定などにより標準報酬月額が変わっていても、9月から厚生年金保険料率が下記の通り改定になります。

これは、年金財政における収入（保険料）と支出（年金給付）を長期的に均衡させるために数年にわたり行われているもので、平成29年までは毎年「国民年金保険料」「厚生年金保険料」をアップさせることが決まっています。

**17.828%⇒18.182%**

## 保険料変更のチェックポイント

### 【1. タイミングに注意する】

社会保険料は会社ごとに「天引きのタイミング」が異なります。社会保険料の徴収・納付は一般には翌月徴収・翌月

納付で行われています。

この翌月徴収・翌月納付とは、例えば9月分の保険料の納付時期は10月末日（翌月納付）ですので、10月に「支払われる」給与から徴収する（翌月徴収）という方法です。

しかし、会社によっては当月徴収（9月分の保険料を9月に支払う給与から徴収する）の場合もありますので、自分の会社の天引き方法がどのようになっているかよく確認をしてください。

### 【2. 年齢に注意する】

社会保険料は、定時決定や法改正による料率変更のほか、年齢到達によっても変更します。

次に挙げた年齢に変更が行われますので、社員の生年月日にも注意してください。

40歳	介護保険料天引き開始
65歳	介護保険料天引き終了
70歳	厚生年金資格喪失
75歳	健康保険資格喪失

社会保険料の天引き額の間違いに気付かずに数ヶ月経過してしまうと、まとめて社員から差額徴収をしたり返金をしたりしなければなりません。

給与に関する間違いは社員の信頼を損ねてしまうため、慎重に保険料変更を行って下さい。

また、社会保険料変更に関するご相談は当事務所までお気軽にお寄せください。

# 当事務所からの お知らせ

労務管理や助成金などのご相談がございましたら、お気軽に当事務所までお問い合わせください。

## 当事務所へのお問い合わせについて

今回の労務の達人はいかがでしたか？

次回も充実した内容でお届けしていきますので、よろしくお願いいたします。

なお、今回の内容に関して、ご不明点やご依頼などございましたら、お気軽にお問い合わせください。

社会保険労務士法人 未来経営	
代表	高山 正
所在地	〒390-0874 長野県松本市大手 4-6-4
営業時間	平日 8:30~17:30
電話	0263-32-2002
FAX	0263-32-7684
メール	info-sr@mirai-keiei.net

## スタッフよりあいさつ

アップルからiPhone 7が発売され、様々な機能が追加されたようです。私は現在iPhone 6を使っています。以前アンドロイド携帯も使ったこともありますが、やっぱりiPhoneが良くて、2週間ほど使って買い替えてしまいました。特にスペックが優れているからとかではないのです。なんだか使いやすいのです。

今度のiPhone 7はどちらかというと、機能をさらに強化した感じですが、あまりスマホを使いこなしていない私としては無用の長物かもしれません。もしかすると、そう感じているのは私だけではないかもしれません。

なんとなくですが、アップルの製品はシンプルで無駄がなく洗礼されたイメージを持っています。実際に手に取って見たわけではありませんが、新しいiPhoneが正しい進化をしていることに期待しています。

